



三重県における放置船撤去の事例 と 三重県一般海域等管理条例(仮称)の検討

三重県県土整備部 港湾・海岸課



1 三重県における放置船撤去の事例

2 三重県一般海域等管理条例(仮称)の検討



1-1 県内の放置船の状況

令和4年度の全国調査では、三重県管理の港湾区域における放置船は約1,200隻あり、そのうち沈廃船が約160隻確認されている。

三重県は、北部地方・中部地方が伊勢湾沿岸、志摩地方・東紀州地方が熊野灘沿岸となっている。

伊勢湾沿岸の放置船は約150隻、熊野灘沿岸では約1,010隻となっている。

事務所毎・沿岸毎の放置船状況

桑名	鈴鹿	津	松阪	伊勢
14隻	13隻	38隻	42隻	41隻

伊勢湾沿岸 : 148隻

志摩	伊勢	尾鷲	熊野
309隻	272隻	337隻	87隻

熊野灘沿岸 : 1,005隻





志摩市からは、令和4年9月に「浜島港湾区域内及び隣接する一般海域に放置されている廃船処理」及び「公共水域における条例整備などによる放置船の解消」が要望された。

このことを受け、令和5年2月に「浜島港及び隣接する一般海域における放置船対策会議」(以下、「放置船対策会議」という)を設置し、現状の把握、油流出対策、放置船対策等の議論を行った。

令和7年11月4日現在





放置船対策会議において、若三代海事付近の港湾区域内にある放置船を最優先に撤去することとした。

当時、当該箇所には、所有者が特定できた船舶が23隻、所有者がない船舶が10隻存在していた。(数字は行政指導前の隻数)所有者は、中古船舶を購入し、転売や部品販売を行っていたものであった。

所有者が特定できた船舶について、撤去命令を行うため、港湾法第37条の11第1項の規定により「放置等禁止区域」の指定を行う。命令に従わない場合は行政代執行を行う。

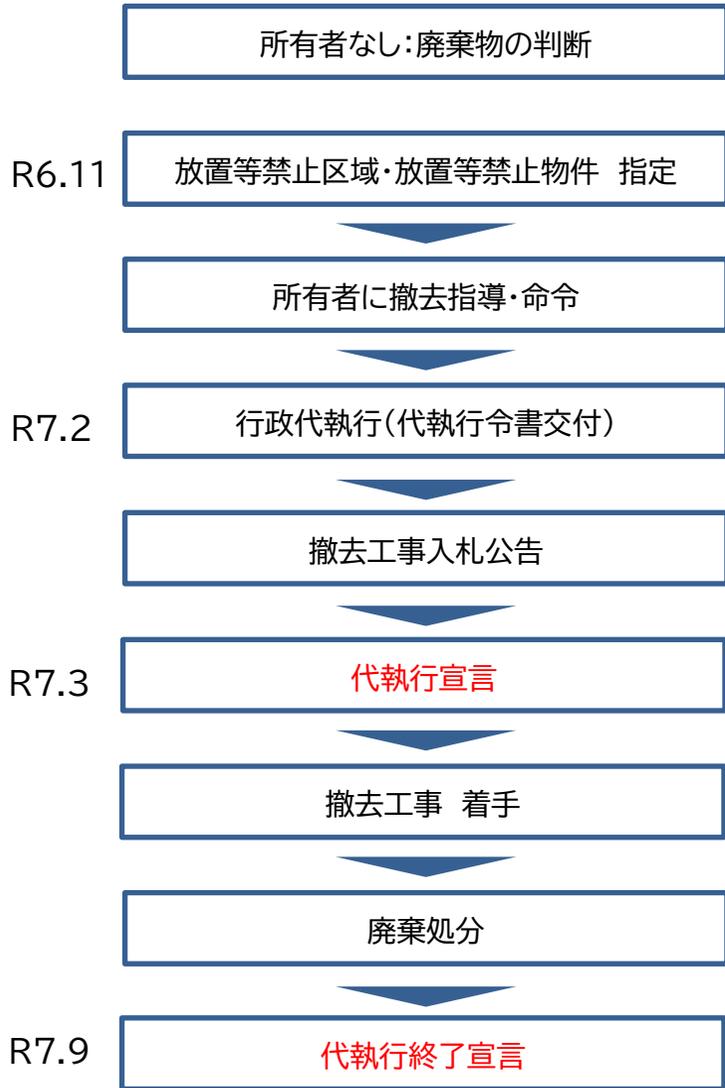
所有者がない船舶について、関係者と立会を行い、港湾法第12条第1項第2号の規定により、「港湾施設を良好な状態に維持」するため、管理者の職責により撤去することを検討する。(この規定が適用できない場合は港湾法第56条の4第3項から第9項の規定により簡易代執行を行う。)

港湾法第37条の11第1項

何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(これらのうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

港湾法第12条第1項第2号

港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。)



※撤去指導の結果、所有者によって5隻を撤去

放置等禁止区域

下図の区域を指定する。

放置等禁止物件

- ① 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
- ② 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
- ③ 沈没していると認められる船舶
- ④ いかだ(漁業用は除く)、浮栈橋等工作物





所有者がない船舶(10隻)については、関係者と協議の上、廃棄物と判断したため港湾法第12条第1項第2号の規定により、三重県自ら撤去することとした。

所有者が特定された船舶について行政指導を行った結果、所有者により5隻が撤去された。
残り18隻の所有者は死亡しており、相続放棄されたため相続財産清算人に対して、指導・命令・戒告を行ったが撤去困難との回答であったため、行政代執行法第2条の規定により撤去し、要した費用を所有者から徴収することとした。

行政代執行法

第二条
法律(法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為(他人が代つてなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

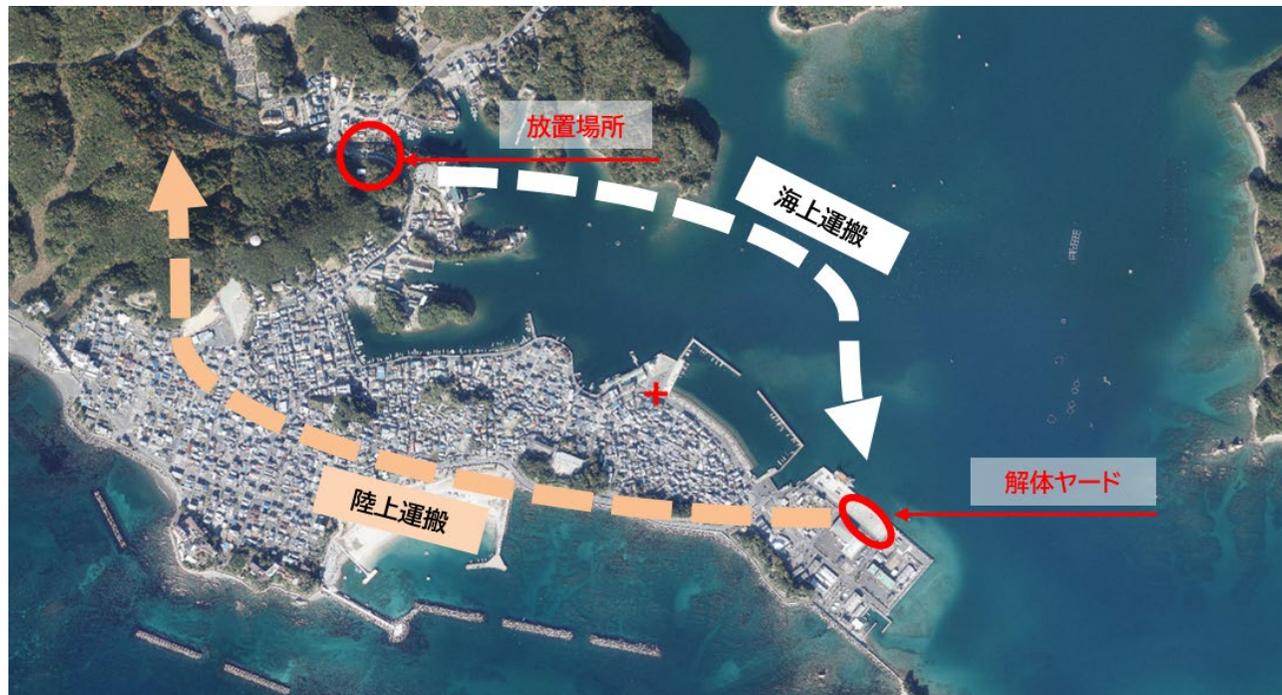
要件

- 法律(法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ
- 義務者がこれを履行しない場合
- 他の手段によつてその履行を確保することが困難
- その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき

適用の可否

- ▶ 港湾法第56条の4第1項の規定により撤去命令を行った。 可
- ▶ 相続財産清算人より、撤去困難との回答があった。 可
- ▶ 相続財産清算人の職務を超えるものであることから、他の手段を持っても履行することが困難である。 可
- ▶ 港湾の自由使用を阻害しており、災害時において放置船を要因とする二次被害発生が懸念されるため、著しく公益に反する。 可

- ① 放置船撤去及び解体工事：委託費 約55,000千円（最終契約額）
 - ・ 放置場所にてクレーン付台船により放置船を引き上げ
 - ・ 台船により解体ヤードに海上運搬
 - ・ 解体ヤードにて解体、分別 など
- ② 廃棄物運搬及び処分：委託費 約18,000千円（最終契約額）
 - ・ 廃棄物の種類別で、解体ヤードから各処分施設に運搬
- 総事業費 約73,000千円（内行政代執行額 約44,000千円）
- 最終船舶撤去数 合計30隻（内行政代執行分 16隻）





クレーン付台船による引上げ



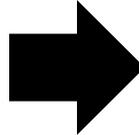
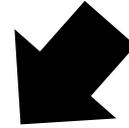
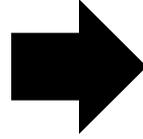
解体ヤードへの陸揚げ



解体作業



撤去完了





- ① 放置船の発生源対策
→放置等禁止区域の拡充、廃船処理の促進など
- ② 管理者や都道府県の枠を超えた広域的な放置船対策の検討
→国に対する制度要望など
- ③ 一般海域における放置船対策
→関係法令がなく、撤去等ができる法律・条例が必要
- ④ 予算措置
→必要な予算の計画的・継続的な要求

1 三重県における放置船撤去の事例

2 三重県一般海域等管理条例(仮称)の検討

水域における放置船は、地震、津波、高潮、洪水などの災害時において、転覆等による船舶の航行障害、堤防等の背後への流出による住宅や公共施設等への影響などによる二次被害が懸念され、通常時においても沈廃船からの油流出により環境や漁業への影響が発生している。

県内の一般海域においても放置船が確認されており、志摩や尾鷲では問題となっている。

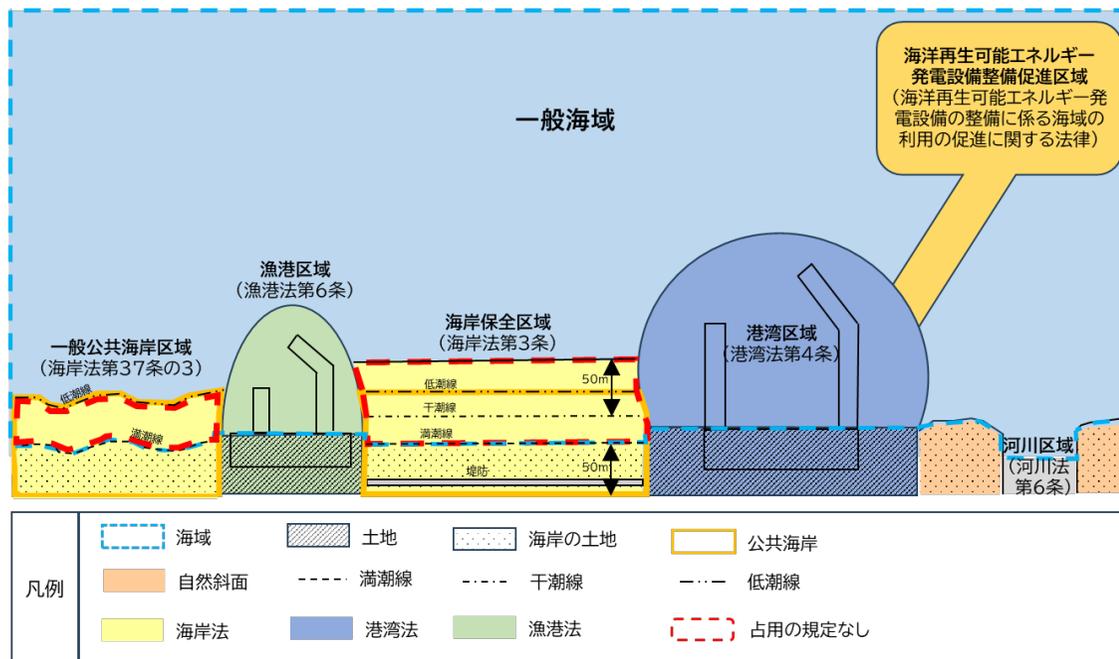
管理者として一般海域で適用できる法令(港湾法や海岸法)がなく、撤去することができない。

現行の「三重県一般海域等管理規則」は、使用許可を規定したものであり、一般海域においては同様の措置を行うことはできない。

令和7年11月4日現在



放置船撤去における各法令の適用範囲



課題

現在確認されている放置船について、災害時の二次被害や、すでに燃料油がもれているものもあり、環境・漁業に影響を及ぼすことが懸念される。

三重県の港湾区域等では、過去に浜島港などで行政代執行等により放置船の除去を行っているが、これらの放置船の多くは、中古船の販売や中古部品の販売のために他の水域から当該地に持ち込み、何らかの理由で販売または処分が困難となったことから放置されたものであり、安易に船舶を移動し放置されている。

関係法令に比べ、規制が緩い区域に移動されることが懸念される。

目的

現在放置され問題となっている船舶の除去が必要

他の水域から持ち込まれない対策が必要

関係法令と同等の規制が必要

- 現行の「一般海域等管理規則」を改正、または、新条例を制定する。

<地方自治法>

第14条第1項

普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第15条第1項

普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

一般海域に不要な船舶が持ち込まれないよう
抑止効果を高めるため罰則を厳しくする
また、関係法令と同等の罰則を規定

一般海域等管理規則の改正ではなく
三重県一般海域管理条例を制定

※令和7年度より制定に向け動き出す

他の法令の罰則は下表のとおりであり、一般海域の隣接する水域の法令と同等の罰則規定を設ける必要がある。
現行規則の改正では、地方自治法により、隣接する水域の法令と同等の罰則を規定できないことから、条例を制定する。

区 域	罰 則
港湾区域	根拠法令：港湾法第37条の11第1項の規定に違反 罰 則：1年以下の拘禁刑または 50万円以下 の罰金
漁港区域	根拠法令：漁港漁場整備法第39条第5項の規定に違反 罰 則： 30万円以下 の罰金
河川区域	根拠法令：河川法施行令第16条の4の規定に違反 罰 則：3か月以下の拘禁刑または 20万円以下 の罰金
海岸保全区域	根拠法令：海岸法第8条第1項の規定に違反 罰 則：1年以下の拘禁刑または 50万円以下 の罰金 根拠法令：海岸法第8条の2第1項の規定に違反 罰 則：6月以下の拘禁刑または 30万円以下 の罰金



- 放置船は、災害時の二次被害や環境、漁業への影響が懸念されているため、解消する必要がある。
- 三重県では、一般海域を含めた海域の放置船対策について、市からの要望や議会での質問があり、課題となっている。
- 一般海域においては、放置船の措置に関する法令がなく、法的措置ができない。
- 一般海域において、他の水域から持ち込まれないよう、関係法令と同等の規制が必要である。

これらのことから、**三重県一般海域等管理条例(仮称)の制定が必要**である。

課題と条例の目的

課題

目的

災害時の2次被害や環境等への影響が懸念

所有者の有無にかかわらず放置船を除去できる規定

他の水域から持ち込まれ、放置されることが多い

他の水域から持ち込まれないことを規定

関係法令に比べ、規制が緩い区域に移動されることが懸念

関係法令と同等の規制を規定

①目的	一般海域等を適正に管理するための目的を示す
②定義	条例における適用区域を明確にするため、「一般海域等」について定義
③禁止行為	指定された区域に船舶等を放置してはならないことを規定
④占用等	環境の保全や適正な利用を図るため占用等の許可を規定 ④-1 占用等の許可 一般海域等の占用又は海底の土地の形状変更を行う場合は許可が必要であることを規定 ④-2 適用除外 他法令で承認等を受けた行為については「占用等の許可」の適用除外とすることを規定 ④-3 許可の特例 公共事業においては、協議をもって占用等の許可に替えることを規定 ④-4 占用の基準 一般海域等の「目的」を阻害する占用申請に対して許可しないことを規定 ④-5 占用料等 徴収金額等を規定 ④-6 地位の承継 許可を受けた者の相続人等は、届出が必要であることを規定 ④-7 権利の譲渡 権利を譲渡するときは、承認が必要であることを規定 ④-8 原状回復義務 占用期間満了時には、現状回復することを規定 ④-9 占用等の廃止 占用を廃止するときには、届出が必要であることを規定
⑤監督処分	公共事業で使用する等、やむを得ないときは許可の取り消し等を行うことができることを規定
⑥放置船舶等の措置	所有者の有無にかかわらず放置された船舶等に対する措置を規定
⑦立入検査等	指定した区域に放置された船舶等に立ち入ることができることを規定
⑧罰則	禁止行為、占用許可等に違反した場合、拘禁刑又は罰金刑に処すことを規定
⑨委任	この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定めることを規定

○ 三重県一般海域管理条例(仮称)あり方検討会(以下、あり方検討会)

- ・水文学や流域環境保全、行政法などの大学教授や弁護士、漁業関係者を委員とした会議
- ・港湾や海岸、漁港などの管理者が委員の会議で検討・作成した条例案について、
法的判断や有効性などの検証を行う

○ スケジュール

- ・令和8年1月末時点であり方検討会**3回** 開催
- ・令和7年12月に条例の骨子案を県議会(常任委員会)にて説明
- ・令和8年度中の制定を目標に検討を進めていく。